



公共高第190号
平成9年8月20日

各所属所長様

公立学校共済組合高知支部長

地方公務員等共済組合法の一部改正等について（通知）

このことについて、健康保険法等の一部を改正する法律により、地方公務員等共済組合法の一部改正が行われ、下記の内容となりましたのでお知らせします。

記

《改正概要》

1. 一部負担に関する事項

組合員本人の療養の給付等に係る一部負担の割合について、1割とする経過措置を廃止し、健康保険法本則に規定する2割とすることとされたこと。

2. 薬剤に係る一部負担に関する事項

(1) 通院及び在宅で療養を受ける者（6歳未満の被扶養者を除く。）は、当該療養に薬剤の支給（注射や検査に伴うもの、診療報酬が定額であるもの等を除く。）が含まれるときは、一日分につき、2種類又は3種類の場合は30円、4種類又は5種類の場合は60円、6種類以上の場合には100円（頓服薬については1種類につき10円、外用薬については、1種類の場合は50円、2種類の場合は100円、3種類以上の場合には150円、）を一部負担として支払うこととされたこと。

(2) 一剤の薬剤の一日分（頓服薬及び外用薬については、一剤の薬剤の一調剤分）の支給に要する費用の額が厚生大臣の定める額を越えない場合は、当該一剤の薬剤を一種類の薬剤とみなすこととされたこと。

(3) 薬剤に係る一部負担について、高額療養費の対象とすることとされたこと。

3. 老人保健法の一部改正

(1) 外来一部負担金の額を、保険医療機関等ごとに一日につき500円（同一の月に同一の保険医療機関等ごとに4回の支払を限度とする。）とすることとされたこと。

(2) 入院一部負担金の額を、保険医療機関等ごとに一日につき平成9年度（ただし、施行日以降に限る）1,000円、平成10年度1,100円、平成11年度1,200円とすることとされたこと。

ただし、老齢福祉年金の受給者であり、かつ、その属する世帯の主たる生計維持者が市町村民税が課せられない者等であることにつき市町村長の認定を受けている者（以下「低所得者」という。）については、入院一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに一日につき500円とすることとされたこと。

(3) 外来の際の薬剤に係る一部負担に関し、健康保険法と同様の改正を、図ることとされたこと。

ただし、低所得者については、当該一部負担を支払うことを要しないこととされたこと。

※・施行日 平成9年9月1日

《改正内容の新旧対照表》

項 目	旧（現行）	新（改正後）
一部負担割合	組合員本人 入院・外来とも1割 被扶養者 入院 2割 外来 3割	組合員本人 入院・外来とも2割 被扶養者 入院 現行どおり 外来 “
薬 剤 負 担 (新設)	なし (一部負担金に含む。)	〔外来のみ負担〕 内服薬 1日につき 1種類 0円 2種類～3種類 30円 4種類～5種類 60円 6種類以上 100円 外用薬 1種類 50円 2種類 100円 3種類以上 150円 頓服薬 1種類 10円 注) 1. 組合員、被扶養者（老人を含む。）に適用。ただし、6歳未満の小児及び低所得者は除く。 2. 内服薬、外用薬、頓服薬はそれぞれに負担。 3. 注射、検査、処置、手術に伴う薬剤、及び入院中の薬剤は対象外。
《老人保健法》 外来時の一部負担	同一医療機関について 1ヶ月 1,020円	同一医療機関について 1回500円 1ヶ月4回まで負担 薬剤負担有り
《老人保健法》 入院時の一部負担	1日につき 710円 (市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者は1日につき300円(2ヶ月限度))	平成9年度1日につき 1,000円 平成10年度1日につき 1,100円 平成11年度1日につき 1,200円 (市町村民税非課税世帯の老人福祉年金受給者は1日につき500円(制限なし))

《医療費の負担割合》

現在、医療機関窓口での自己負担額が2,000円を超えた場合（百円未満切捨）に附加給付をしています。一部負担割合の改正、及び薬剤負担の新設に伴い下記のとおりとなります。

なお、附加給付の控除額（2,000円＋百円未満切捨）については、今回の改正とは関係なく、従前どおりです。

○ 組合員本人の場合（外来）

(改正前の支払)		自己負担額 (1割)	
		「附加給付」 (2,000円超分) (百円未満切捨)	最終 の負 担額
共済組合負担9割			
————— 医 療 費 総 額 —————			

(改正後の支払)		自己負担額 (2割＋薬剤負担分)	
		「附加給付」 (2,000円超分) (百円未満切捨)	最終 の負 担額
共済組合負担8割 (薬剤負担分除く)	(薬剤負担分)		
————— 医 療 費 総 額 —————			

(支給方法)

薬剤負担分に係る高額療養費、一部負担金払戻金、及び家族療養費附加金は、療養費の附加給付とあわせて自動給付する予定ですので、請求の必要はありません。

※ 平成9年9月1日受診分からとする。